

山行の自家用車利用に関する規程

第1条（目的）

本規程は関西ハイク山友会が企画する山行で、集合から解散までの間に、自家用自動車またはレンタカー(以下車両という)を利用し、参加者を同乗させて移動する場合の交通事故等のトラブル発生を未然に防ぐとともに、万一事故が発生した場合の損害費用負担等の処理を円滑に進めることを目的とし定めるものである。

第2条（山行の交通手段）

山行に使用する交通手段は、公共交通機関(貸し切りバス、タクシーを含む)を利用することを基本とするが、目的とする山域の地理的条件や交通事情等によって公共交通機関の利用が困難な場合にのみ車両を利用するものとする。

第3条（使用車両の条件）

山行に使用する車両は以下の各項目を満たさなければならない。

- ①.（自動車保険） 山行に利用する車両は任意保険の加入をしていること。
この任意保険は対人補償 無制限、対物補償 無制限、同乗者補償 1,000万円以上、運転者限定契約でないこと。
車両保険はすべての事故を補償するタイプに加入していることが望ましい。
- ②.（搭載用具） 三角停止板、修理工具、ブースターケーブルを搭載していること。

第4条（運行経費負担）

車両使用にかかわる費用は、同乗者が公平に負担することとする。

第5条（事故発生時の損害賠償）

交通事故等にかかわる損害賠償費用のうち自動車保険で賅える範囲を超える分については運転者並びに同乗者の相互負担により処理することを原則とする。ただし、運転者に重大な過失があると認められる場合は運転者の負担とする。

2. 同乗者ならびに同乗者の家族は、自動車保険で賅える範囲以上の損害賠償を運転者に請求しない。

第6条（事故発生時の対応）

リーダー、サブリーダーが対応出来ない場合は、他のメンバーで役務を分担し対応する。

2. 人身事故の場合は、救急救命を第一とし救急車の出動要請を行うと共に、警察へ通報をする。

3. 事故の状況報告は、当会事務局及び同乗者より報告を受けた緊急連絡先へすみやかに報告をする。

第7条（関西ハイク山友会の責任）

当会は山行に伴う車両利用中に交通事故等が発生した場合について、適切な指示と対応などを行うが、当該事故に起因する損害賠償等の責任は一切負わない。

第8条（本規程の適用開始日）

本規程は平成24年11月20日以降の山行から適用する。

以 上

平成24年11月19日 制定
関西ハイク山友会